

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の窓口対応について

印西市商工会

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛によって特に影響を受け、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付いたします。

一時支援金の申請に当たっては、登録確認機関（当商工会含む）での事前確認が必要となりますが、大まかな流れは以下のとおりとしますので、ご確認願います。

○商工会員の方

- ①一時支援金ホームページ (<https://ichijishienkin.go.jp/>) にて「申請要領」及び「宣誓・同意書」をお読みいただいた上、同ホームページで「仮登録（申請 ID 発番）する」ボタンを押して、マイページから仮登録し、申請 ID を発番してください。
- ②申請 ID 受取後、商工会へお電話（0476-42-2750）にて「登録確認機関の確認」を受けてください。

○商工会員でない方

- ①一時支援金ホームページ (<https://ichijishienkin.go.jp/>) にて「申請要領」及び「宣誓・同意書」をお読みいただいた上、同ホームページで「仮登録（申請 ID 発番）する」ボタンを押して、マイページから仮登録し、申請 ID を発番してください。
- ②申請 ID 受取後、商工会で「登録確認機関の確認」を希望する場合は、確認予約（電話：0476-42-2750）を取ってください。（確認日は毎週火曜及び木曜の9：00～16：00となります）
- ③申請要領記載の確認書類を持参の上、商工会に来会願います。

【登録確認機関の確認時に必要な書類等】

- ・本人確認書類
- ・履歴事項全部証明書（中小法人のみ）
- ・收受日付印の付いた、2019年1月を期間内に含むもの以降、全ての確定申告書の控え
- ・2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）
- ・2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
- ・代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」

登録確認機関は、あくまで定められた手順にしたがって形式的な確認を行うものであり、当該確認内容を超えて、申請希望者が給付対象であるかどうかの判断は行いません。（審査は別途となります）

※ 一時支援金申請期間：令和3年3月8日（月）～5月31日（月）

※ 「一時支援金」相談ダイヤル：0120-211-240

対応時間 8：30～19：00（土曜・祝日含む全日）

一時支援金の不正受給は犯罪です！